

**第三者からの情報取得手続申立書（不動産）**  
**（裁判所が電子的に作成した債務名義に基づく申立ての場合）**

地方裁判所 御中

令和 年 月 日

申立人

印

電 話 ー ー  
F A X ー ー

(担当 )

当事者 別紙当事者目録記載のとおり  
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をせず、下記の要件に該当するので、第三者に対し債務者の不動産（別紙所在地目録記載の範囲に所在する土地等）に係る情報（民事執行法205条1項）の提供を命じるよう求める。

①か②の  
いずれか  
にレを付  
してくだ  
さい。

- ①以下のうちレを付した書面の事件特定情報は、本申立書（申立書の記載が訂正された場合には、訂正後のもの）記載のとおりである。
  - 債務名義（ 更正決定・処分あり）
  - 執行文
- ②事件特定情報は、事件特定情報提供書面のとおりでである。

記

- 1 民事執行法197条1項の要件（該当する□に✓を記入してください。）
  - 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
  - 知っている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られない（2号）。
- 2 民事執行法205条2項の要件
  - (1) 財産開示事件の事件番号  
地方裁判所 平成・令和 年（財チ）第 号
  - (2) 財産開示期日 平成・令和 年 月 日

(添付書類) (該当する□に✓を記入してください。)

- 資格証明書 通
- 住民票 通
- 通
- 通
- 通
- 通
- 通

(証拠書類) (該当する□に✓を記入してください。)

1 民事執行法197条1項1号の主張をする場合

(同号の証明資料)

- 配当表写し
- 弁済金交付計算書写し
- 不動産競売開始決定写し
- 債権差押命令写し
- 配当期日呼出状写し
- 
- 

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
- 
- 

2 民事執行法197条1項2号の主張をする場合

(同号の疎明資料)

- 財産調査結果報告書及び添付資料
- 
- 

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産調査結果報告書添付資料のとおり
- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
- 
-

## 留意事項

### 第三者からの情報取得手続申立書（不動産）

（裁判所が電子的に作成した債務名義に基づく申立ての場合）

地方裁判所

御中

令和 年 月 日

申立人

印

電話 ー ー  
FAX ー ー

（担当 ー ）

当事者 別紙当事者目録記載のとおり  
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をせず、下記の要件に該当するので、第三者に対し債務者の不動産（別紙所在地目録記載の範囲に所在する土地等）に係る情報（民事執行法205条1項）の提供を命じるよう求める。

（注）次のア～エの場合には、②に☑を付し、事件特定情報提供書面を提出してください。

- ア. 複数の債務名義に基づく申立てである場合
- イ. 執行文、更正決定・処分が複数ある場合
- ウ. 執行文、更正決定・処分が債務名義と異なる裁判所により作成された場合
- エ. 督促手続オンラインシステムにより発付された仮執行宣言付電子支払督促に基づく申立てであって、督促異議が申し立てられた場合（異議取下げ又は異議却下があった場合は除く）

（注）債務名義・執行文について☑を付してください。ただし、執行文の付与を要しない場合については、「執行文」に☑を付する必要はありません。

執行文の付与を要しない場合の例：

債務名義が仮執行宣言付電子支払督促や少額訴訟の判決であって、当事者がこれらに表示された当事者と同一である場合

①か②のいずれかにレを付してください。

- ①以下のうちレを付した書面の事件特定情報は、本申立書（申立書の記載が訂正された場合には、訂正後のもの）記載のとおりである。
  - 債務名義（ 更正決定・処分あり）
  - 執行文
- ②事件特定情報は、事件特定情報提供書面のとおりである。

記

- 1 民事執行法197条1項の要件（該当する☐に✓を記入してください。）
  - 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
  - 知っている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られ

ない（2号）。

2 民事執行法205条2項の要件

(1) 財産開示事件の事件番号

地方裁判所 平成・令和 年（財チ）第 号

(2) 財産開示期日 平成・令和 年 月 日

(添付書類) (該当する□に✓を記入してください。)

- 資格証明書 通
- 住民票 通
- 通
- 通
- 通
- 通
- 通

(証拠書類) (該当する□に✓を記入してください。)

1 民事執行法197条1項1号の主張をする場合

(同号の証明資料)

- 配当表写し
- 弁済金交付計算書写し
- 不動産競売開始決定写し
- 債権差押命令写し
- 配当期日呼出状写し
- 
- 

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
- 
- 

2 民事執行法197条1項2号の主張をする場合

(同号の疎明資料)

- 財産調査結果報告書及び添付資料
- 
- 

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産調査結果報告書添付資料のとおり
- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
- 
-